

老発第475号

平成12年5月1日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省老人保健福祉局長



介護予防・生活支援事業の実施について

標記については、介護保険制度の円滑な実施の観点から、高齢者が要介護状態に陥ったり、状態が悪化することがないようにする介護予防施策や自立した生活を確保するために必要な支援を行う生活支援施策の推進を図るため、今般、別紙のとおり「介護予防・生活支援事業実施要綱」を定め、平成12年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、本事業の実施に努められるよう特段のご配慮をお願いするとともに、管下市町村に対して、周知徹底を図るなど、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

なお、本通知の施行に伴い「在宅高齢者保健福祉推進支援事業の実施について」（平成11年6月30日老発第470号）、「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」（昭和51年5月21日社老第28号）別添5老人クラブ活動等社会活動促進事業運営要綱及び「高齢者が安心して生きがいをもって暮らせるまちづくり（ふるさと21健康長寿のまちづくり）のための基本計画策定事業の実施について」（平成元年8月14日老福第150号）は廃止する。

介護予防・生活支援事業実施要綱

1 目 的

介護予防・生活支援事業は、要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し、要介護状態に陥らないための介護予防施策や生活支援サービスを提供することにより、これらの者の自立と生活の質の確保を図るとともに、在宅の高齢者に対する生きがいや健康づくり活動及び寝たきり予防のための知識の普及啓発等により、健やかで活力ある地域づくりを推進し、もって、要援護高齢者、ひとり暮らし高齢者等の総合的な保健福祉の向上に資することを目的とする。

2 事業内容

別記のとおり。

3 実施方法

- (1) 介護予防・生活支援サービスについては、市町村が、高齢者の需要や生活実態に基づいて総合的な判断を行い、必要とされるサービスを調整・提供していく一連の仕組みが必要となる。例えば、要介護認定調査に併せて、認定調査とは別に必要な調査を行い、その結果に基づいて、「生活援助型」や「健康管理型」など大まかな類型化を行い、総合的なサービスの計画を作成するといった取り組みも行われている。各市町村においては、地域の実情に応じて具体的な検討を進めていくことが望まれる。
- (2) 介護予防・生活支援サービスの提供にあたっては、市町村内の保健及び福祉担当者などの関係者が密接な連携を保ち、チームとして一体的な活動を行うことが重要である。市町村及び関係団体などにおいて全体的な調整を行う場として、基幹型在宅介護支援センターなどにおける「地域ケア会議」等を積極的に活用されたい。

別 記

1 市町村事業

(1) 高齢者等の生活支援事業

ア 事業内容

本事業は、地域の実情に応じて、要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対し配食サービスや外出支援サービス等の事業を提供することにより、高齢者が住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援し、もって、高齢者の保健福祉の向上を図る。

イ 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。この場合においては、市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、民間事業者、特定非営利活動法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会等に委託することができるものとする。

ウ 利用料

市町村は、介護保険の対象サービスの利用料との均衡を考慮しつつ、食材料費等の実費等を定め、利用者がこれを負担するものとする。

エ 運 営

- ① 市町村は、本事業の利用申請があったときは、本要綱に照らしてその必要性を検討した上で、本事業の利用決定をするものとする。
- ② 市町村は、本事業の実施状況を記録する利用者台帳その他必要な帳簿を整備するものとする。
- ③ 市町村は、本事業の適正な実施を図るため、委託を受けた者が行う本事業の内容を定期的に調査し、必要な措置を講じるものとする。
- ④ 実施施設は、本事業に係る経理を他の事業に係る経理と明確に区分するとともに、提供したサービスの内容、利用回数等を市町村に報告するものとする。

とする。

- ⑤ 市町村は、地域住民に対し、広報等を通じ、本事業の周知を図るものとする。

オ 実施事業

(ア) 配食サービス事業

① 実施方法

調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行う。

② 利用対象者

この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により調理が困難なものとする。

③ 事業実施にあたっての留意点

実施施設は、利用者の健康等を十分勘案するとともに、食品衛生管理に十分配慮し、保健所等関係機関と密接な連携を保つこと。

市町村は、実施施設、民生委員、社会福祉協議会等の関係機関との連携を密にするとともに、食生活改善推進員、ボランティア等の協力が得られるよう配慮し、円滑な運営に努めること。

(イ) 外出支援サービス事業

① 実施方法

a 移送用車輛（リフト付車輛及びストレッチャー装着ワゴン車等）により利用者の居宅と在宅福祉サービスや介護予防・生きがい活動支援事業を提供する場所、医療機関等との間を送迎する。

b ショッピングセンター等での移動支援のための拠点を整備し、各種情報の提供や電動スクーター、車いすの貸出等を行う。

② 利用対象者

a おおむね65歳以上の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難なもの。

b おおむね60歳以上の高齢者であって、下肢が不自由なもの。

③ 事業実施にあたっての留意点

道路運送法（昭和26年法律第183号）等他の法令等に抵触しないよう留意すること。

(ウ) 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

① 実施方法

寝具類等の衛生管理のための水洗い及び乾燥消毒等のサービスを行う。

② 利用対象者

この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により寝具類等の衛生管理が困難なものとする。

③ 事業実施にあたっての留意点

実施施設は利用者の健康等に十分勘案するとともに、衛生管理、排水管理等に十分配慮して実施すること。

(エ) 軽度生活援助事業

① 実施方法

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する。

② 利用対象者

この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、日常生活上の援助が必要なものとする。

③ 事業内容

- 外出・散歩の付き添いなどの外出時の援助
- 宅配の手配、食材の買物などの食事・食材の確保
- 寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物搬出入
- 庭・生垣・庭木等家周りの手入れ

- 家屋の軽微な修繕、電気修理などの軽微な修繕等
- 家屋内の整理・整頓
- 朗読・代筆などの多少目が不自由な方に対する援助
- 雪下ろし、除雪
- 台風時等自然災害への防備
- 健康管理に関する助言等
- 栄養管理に関する助言等
- その他在宅のひとり暮らし高齢者等の生活支援に資する軽易な日常生活上の援助

④ 事業実施にあたっての留意点

この事業は、生活援助内容に応じ必要な知識経験を有している人々がサービスの担い手として幅広く参加することを想定している。このため、経験豊富で健康な高齢者をはじめとする地域住民やボランティアが積極的に参加できるよう、シルバー人材センター等を活用した体制づくりを行うこと。

(オ) 住宅改修支援事業

① 実施方法

高齢者向けに居室等の改良を希望する者に対して、住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用（住宅改修費）に関する助言を行う。

② 事業内容

- 住宅の改良に関し、保健婦、理学療法士、作業療法士等が利用対象者の居宅を訪問等により、家屋の構造、高齢者の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況等を踏まえて相談に応じ、助言。
- 施工者の紹介及び改良内容についての業者への連絡、調整。
- 施工後の評価及び利用対象者に対する指導。
- その他、住宅改良が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整。

(カ) 訪問理美容サービス事業